

ID: 219

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市営住宅条例 第60条		
例 規 番 号	平成17年条例第144号		
【根拠条文】 (罰則) 第60条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日